## 主 文 本件抗告を却下する。 理 由

判所の監督に属せしめ(非訟事件手続法第一三六条の二・第一三五条の二五参 その監督の徹底と清算の迅速処理を図るため清算人の選任(又は解任)の裁 判に対しては不服を申し立てることを禁じている(同法第一三七条)。けだし裁判 所が適法正当と認めてなした清算人選任の決定に対し不服の申立を許せば、清算事 務の渋滞をきたすことは明らかであつて、法の所期する目的にもとるからである。 もつとも裁判所のなす選任決定も時にあるいは不当なものがないとは限らないので、同法第一九条第一項は当該選任決定をなした裁判所に職権によるその取消・変更の裁判をなし得る途を開くと共に、重大なる事由あるときは利害関係人に清算人を紹伝する裁判を表現する。 を解任する裁判を請求し得る権限を認めている(商法第一三二条第二項)ので、清 算人選任の決定に対し不服の申立を許さないからといって、不当に利害関係人の権 利を制限するものとはいえないのである。すなわち、本件抗告は非訟事件手続法第 -三七条の規定に違反する不適法な抗告であるから、これを却下すべきである。 (少しく附言すれば、記録によると合資会社伊藤金物店は抗告人ら主張のように、 三名の社員ら成る合資会社で定款に基き無限責任社員Aと有限責任社員Cの両名に おいて会社業務を執行していたところ、Aは昭和二九年七月一日死亡したので、同 会社は商法第一六二条第一項本文の規定により解散したため、Cにおいて法定清算 人となつた(商法第一六四条参照)のであるが同人は抗告人Bの申請により熊本地 方裁判所人吉支部の昭和三〇年二月三日附仮処分決定によつて業務の執行を禁止さ れたため、清算人の職務を行うとができなくなり、他に法定または選任の清算人が ないので、利害関係人たるCの請求により原裁判所は弁護士那杉〈要旨第一〉六平を 前記会社の清算人に選任したことが明らかである。しかして裁判所が合資会社の清 算人を選任し得る場</要旨第一>合は法定されていて(商法第一四七条により準用さ れる第一二二条・第一三八条・第一四〇条・一四二条・一三八条・第一四一条・・ 四二条・一三八条)前段説示のように無限責任社員の全員が退社したことによつて 会社が解散し、同法第一六四条の規定による清算人が存在せず又はその職務を行い 得ない場合には非訟事件手続法第一三六条の二・第一三五条の二五・商法第一四七条・第一二二条・第一三八条等の規定に照らし、利害関係人は裁判所に清算人の選人を請求し得るものと解せねばならない。従つて本件において原審が利害関係人C の請求により清算人を選任したのは相当である。しかるに抗告人らは、BがCに 対〈一要旨第二〉し会社継続の同意を求めたのに対し同意を拒んだので同人は商法第九 五条の規定に準じ不同意を表示した昭和二九年一二日二四日退社したものとみなさ れたので、BはDを無限責任社員に加入させて会社を継続させたと主張するのであ るが、本件において見るように無限責任社員の全員が退社したため合資会社解散の 効果を生じた場合に会社を継続するには残存有限責任社員の一致をもつてなすこと

よつて主文の通り決定する。

(裁判長判事 桑原国朝 判事 二階信一 判事 秦亘)